

つくば市地域防災計画 配備基準表

※配備とは・・・LoGoチャット、Zoom、電話などを利用することや市庁舎など関係施設での待機、維持業者のパトロール等により遅滞なく災害対応できる体制が構築されていること。
 ※本部から配備区分をLoGoチャット(災害時緊急対應用グループ)で各部局へ共有しますので、所属職員へ共有してください。ただし、地震の場合は各自震度で判断し参集してください。
 ※災害対策本部体制の際には、配備対象となる各部局等最低1名は本部(防災会議室)内に居ること。

【1 地震】

区分		配備事由	配備対象者
連絡体制	準備配備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内で震度4の地震を観測したとき(自動発令) ■ 市長、防災担当副市長のいずれかが必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 危機管理課(必要に応じ参集) ◇ 各部等の長が必要と認めた職員(必要に応じ参集)
	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内で震度5弱の地震を観測したとき(自動発令) ■ 市長、防災担当副市長のいずれかが必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市長公室長、危機管理監、危機管理課(複数名)、市長公室(広報業務2名) ◇ 上下水道局(複数名) ◇ 建設部(複数名) ◇ 各施設担当部署の職員及び各施設の職員(被害状況の確認 複数名) ◇ 各部等の長が必要と認めた職員
災害対策本部体制	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内で震度5強の地震を観測したとき(自動発令) ■ 市長または防災担当副市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市長、副市長、教育長、危機管理監 ◇ 危機管理課(全員)、市長公室(広報業務2名) ◇ 政策イノベーション部(情報管理業務2名) ◇ 各部等の課長補佐以上の職員 ◇ 上下水道局(複数名) ◇ 建設部(複数名) ◇ 各施設担当部署の職員及び各施設の職員(被害状況の確認 複数名) ◇ 各部等の長が必要と認めた職員
	非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内で震度6弱以上の地震を観測したとき(自動発令) ■ 市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市長、副市長、教育長、危機管理監 ◇ 全職員(本庁舎職員) ◇ 各施設の管理者を含む職員(複数名) <p>※会計年度任用職員を除く</p>

※ 消防本部については、別に定めるところによる。

※ 配備人数指定の場合は、配備期間中は常時指定人数を配備すること。

【2 風水害】

区分		配備事由	配備対象者
連絡体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪のいずれかの警報が発表されたとき（自動発令） ■ つくば市に台風の接近が予想されるとき ■ 市長、防災担当副市長のいずれかが必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市長公室長、危機管理監 ◇ 危機管理課（3名）、市長公室（広報業務2名） ◇ 建設部（※建設部配備体制基準による） ◇ 各部等の長が必要と認めた職員
災害警戒本部体制	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土砂災害警戒情報が発令されたとき ■ 桜川（桜橋4.3m）、小貝川（黒子3.8m・上郷3.6m）の「氾濫注意水位」を超過し、上流地点の降雨量や観測所の水位の上昇などから判断し、今後も増水が予想されるとき ■ 鬼怒川（川島1.1m）の「氾濫注意水位」を超過し、上流地点の降雨量や観測所の水位の上昇などから判断し、今後も増水が予想されるとき ■ 市長、防災担当副市長のいずれかが必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市長、副市長、市長公室長、危機管理監 ◇ 危機管理課（3名）、市長公室（広報業務2名） ◇ 政策イノベーション部（情報管理業務2名） ◇ 上下水道局（課長補佐級以上及び企画監） ◇ 建設部（※建設部配備体制基準による） ◇ 物資搬送担当部の長及び職員（避難所数による） ◇ 避難所開設担当部の長及び職員（避難所数による） ◇ 各部等の長が必要と認めた職員 ※ 配備対象の部局長は本部員として活動
災害対策本部体制	第3配備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大雨、大雪、暴風、暴風雪のいずれかの特別警報が発表され、相当の被害の発生が予想されるとき ■ 風水害により局所的に被害が発生したとき ■ 鬼怒川（川島2.4m）の「避難判断水位」を超過し、上流地点の降雨量や観測所の水位の上昇などから判断し、今後も増水が予想されるとき ■ 桜川（桜橋4.5m）、小貝川（黒子5.1m・上郷4.9m）の「避難判断水位」を超過し、上流地点の降雨量や観測所の水位の上昇などから判断し、越水や溢水等の発生が予想されるとき ■ 「非常に強い」台風または「猛烈な」台風がつくば市に接近または上陸することが予想されるとき ■ 市長または防災担当副市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市長、副市長、教育長 ◇ 各部局等の長、危機管理監 ◇ 危機管理課（全員）市長公室（広報業務5名） ◇ 総務部（人員調整業務2名） ◇ 政策イノベーション部（情報管理業務4名） ◇ 上下水道局（課長補佐級以上の職員、水道監視センター係長、下水道工務課の職員4名） ◇ 建設部（※建設部配備体制基準による） ◇ 物資搬送担当部署の職員（避難所数による） ◇ 避難所開設担当部署の職員（避難所調整員3名、避難所数×3名程度の職員） ◇ 各部等の長が必要と認めた職員 ※ 市長、副市長、教育長、各部局等の長は本部員として活動
	非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 風水害により大規模な被害が発生したとき ■ 市長または防災担当副市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市長、副市長、教育長 ◇ 全職員（本庁舎職員） ※会計年度任用職員を除く

※ 消防本部については、別に定めるところによる。

※ 配備人数指定の場合は、配備期間中は常時指定人数を配備すること。

【3 大規模事故等】

区分		配備事由	配備対象者
連絡体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 航空・鉄道・道路・危険物等の事故、大規模火災及び林野火災のいずれかにより、人命に危険が生じる突発的事態が発生したとき ■ 市長、防災担当副市長のいずれかが必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市長公室（複数名）、危機管理監 ◇ 危機管理課（全員） ◇ 各事態と関連する部署の職員（複数名） ◇ 各部等の長が必要と認めた職員
	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 航空・鉄道・道路・危険物等の事故、大規模火災及び林野火災のいずれかにより、一度に多数の人命に危険が生じる突発的事態が発生したとき ■ 市長または防災担当副市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市長、副市長、教育長、市長公室長、危機管理監 ◇ 危機管理課（全員）市長公室（広報業務2名）、 ◇ 政策イノベーション部（情報管理業務2名） ◇ 各部等の長 ◇ 各部等の長が必要と認めた職員
	第3配備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたとき ■ 大規模事故等の対策に相当の期間を要し、市内外からの問い合わせや対応、風評被害等の社会的被害が発生するおそれがある場合など、全庁的な体制を配備する必要があるとき ■ 市長または防災担当副市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市長、副市長、教育長、市長公室長、危機管理監 ◇ 各部等の長 ◇ 危機管理課（全員） ◇ 市長公室（全員） ◇ 各事態と関連する部署の職員（複数名） ◇ 各部等の課長補佐級以上の職員 ◇ 各部等の長が必要と認めた職員

※ 消防本部については、別に定めるところによる。

※ 配備人数指定の場合は、配備期間中は常時指定人数を配備すること。

【4 協定先自治体が被災した場合】

区分		配備事由	配備対象者
〇〇被災地支援本部	地震	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協定先自治体で震度6弱以上の地震を観測したとき（自動発令） ■ 協定先自治体から応援要請を受けたとき ■ 市長または防災担当副市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市長公室（複数名）、危機管理監 ◇ 危機管理課（全員） ◇ 各部等の長が必要と認めた職員
	風水害	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協定先自治体で大規模な被害が発生したとき ■ 協定先自治体から応援要請を受けたとき ■ 市長または防災担当副市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市長公室（複数名）、危機管理監 ◇ 危機管理課（全員） ◇ 各部等の長が必要と認めた職員
	大規模事故等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協定先自治体で災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたとき ■ 協定先自治体から応援要請を受けたとき ■ 市長または防災担当副市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市長公室（複数名）、危機管理監 ◇ 危機管理課（全員） ◇ 各部等の長が必要と認めた職員
	原発事故	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協定先自治体から避難者の受け入れの要請を受けたとき ■ 市長または防災担当副市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市長、副市長、教育長 ◇ 全職員（本庁舎職員） <p>※会計年度任用職員を除く</p>

【協定先自治体】

<災害時の相互支援に関する協定>

茨城県全市町村、東京都世田谷区、千葉県我孫子市、東京都荒川区、中核市（施行時特例市：伊勢崎市、太田市、熊谷市、所沢市、春日部市、草加市、平塚市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、松本市、沼津市、富士市、春日井市、四日市市、岸和田市、茨木市、加古川市、宝塚市）

<原発事故に伴う住民の受け入れに関する協定>

水戸市、福島県いわき市

※ 消防本部については、別に定めるところによる。

※ 配備人数指定の場合は、配備期間中は常時指定人数を配備すること。